

オミクロン株対応新型コロナウイルスワクチン接種



福崎町では、9月26日以降、60歳以上の人への4回目接種から、オミクロン株対応ワクチンに切り替えて追加接種を行っています。今後は12歳以上の人への接種をすすめます。接種を希望される場合は、年齢や接種時期により予約方法が異なりますのでご確認ください。

対象者 初回（1・2回目）接種を完了した12歳以上のすべての住民
ワクチン オミクロン株対応2価ワクチン（新型コロナ従来株とオミクロン株に対応したワクチン）
 ファイザー社（12歳以上）またはモデルナ社（18歳以上）
 ※従来ワクチンを上回る重症化予防効果や感染予防、発症予防効果が期待されています。
接種間隔 最終接種日から5か月（接種間隔が短くなる可能性があります）

接種券及び予約について

60歳以上で
4回接種の人

10月初旬に「意向確認票」を郵送していますので、接種希望の有無、接種希望場所等を記入し返送してください。接種希望の人には、**保健センター**で接種予約を取り、接種券及び予約票を郵送します。

60歳以上で
2回または3回
接種の人

6・7月に郵送した接種券を使用してください。
予約方法に従って予約を取ってください。
※接種券を紛失した人は、保健センターで再発行ができます。

12歳～59歳で
初回接種を
完了した人

9月末に接種券を郵送しています。**予約方法に従って予約を取ってください。**
※3回目追加接種用として郵送した接種券をお持ちの人も今回郵送分を使用してください。

⚠️ 接種状況はVRS（ワクチン接種記録システム）の情報で把握します。
接種中や接種後に転入した人等は、対象者から漏れる場合がありますので、「接種券」や「接種のご案内」「意向確認票」が届いていない人は、保健センターへお問い合わせください。

＝ワクチンの電話予約・接種に関するお問い合わせ先＝
福崎町新型コロナウイルスワクチンコールセンター

受付時間 8:30～17:15
 電話番号 【月～金曜日】 0790-23-0567 ゼロコロナ
 【土曜日】 0790-22-0560

インターネット予約は
こちらから



<https://vaccines.sciseed.jp/fukusaki>

	実施日	時間	予定人数	ワクチンの種類	場所
集団接種	10月15日（土）	14:00～18:00	400人	ファイザー社	エルデホール
	10月22日（土）	14:00～17:30	280人	モデルナ社	保健センター
	10月23日（日）	9:00～12:30	280人	ファイザー社	〃
	11月3日（木・祝）	9:00～17:30	720人		エルデホール
	11月5日（土）	14:00～17:30	360人		〃
	11月23日（水・祝）	9:00～17:30	720人		〃
	12月3日（土）	14:00～17:30	280人		保健センター
	12月17日（土）	14:00～17:30	280人		〃

個別接種	医療機関名 ※予約状況に応じて日程が順次追加されます。予約システムでご確認ください。			
	アキタケ診療所	山田医院	ひらの内科クリニック	おおにしクリニック ※2
	城谷医院 ※1	吉田クリニック	松岡クリニック	ミナミ整形外科・内科循環器科

※1 65歳以上、基礎疾患を有する人のみ ※2 かかりつけの人のみ

5～11歳のお子さんへのワクチン接種について

初回接種（1・2回目）及び追加接種（3回目）を行っています。接種を希望される場合は、上記コールセンターへご連絡ください。

※追加接種（3回目）時に12歳になられたお子さんは、12歳以上のワクチン（オミクロン株対応ワクチン）で接種します。



令和4(2022)年度「二十歳のつどい」(旧成人式)のご案内

と き 令和5(2023)年1月9日(月・祝) 9:45～(受付9:15～)【予定】

ところ 福崎町文化センター または 福崎町エルデホール【予定】

対象者 平成14(2002)年4月2日から平成15(2003)年4月1日生まれの人

民法の改正により、令和4年4月から成人年齢が20歳から18歳に引き下げられましたが、福崎町では、令和4年度以降もこれまでどおりその年度中に20歳になる人を対象に、「二十歳のつどい」(旧成人式)を開催します。

「二十歳のつどい」実行委員会のみなさんによる企画等を取り入れ、実り多き1日としたいと思います。お誘い合わせのうえ、ご出席ください。

◆福崎町に住民票がある対象者には、本年12月にハガキでご案内します。

◆学校や勤務の都合で福崎町に住所がない人で、「二十歳のつどい」をふるさとして迎えたいと希望する人は、社会教育課までご連絡ください。

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、開催を見合わせたり、内容を変更する場合があります。その際は、ホームページ等でお知らせいたします。

応募・問い合わせ先

福崎町教育委員会 社会教育課 「二十歳のつどい」担当
〒679-2280 神崎郡福崎町南田原3116番地の1
☎22-0560(内線256) FAX:22-0630
E-mail: syakai@town.fukusaki.lg.jp

「感謝」「励まし」の手紙を募集します

二十歳という節目に、普段なかなか言葉にできない想いを手紙にして大切な人に伝えてみませんか？

手紙は教育委員会で事前にお預かりし、「二十歳のつどい」参加者、家族や友人、地域の皆さんへお届けします。

■募集内容

①「二十歳のつどい」参加者から家族や友人、地域のみなさんへの感謝の手紙

②家族や特に関係の深い人から「二十歳のつどい」参加者への励ましの手紙

■応募書式 自由作文

※手紙本文以外に手紙を贈る人との関係などについて、簡潔に記入してください。

(例:おばからめい(二十歳)への手紙など)

■応募締切 11月30日(水)

■応募方法 氏名(ふりがな)、住所、電話番号、生年月日、手紙の贈り先の氏名、住所を記入し、左記の応募先へ直接持参・郵送・E-mail・FAXのいずれかの方法で応募してください。

第9回 柳田國男検定結果報告

8月7日に、「第9回柳田國男検定」を実施しました。この検定は、柳田國男の功績と改めて向き合い、理解を深めていただきたいという願いから生まれたものです。

表彰式は8月27日に行い、上級編最高得点賞である福田幸子さんには、副賞として旅行券をお贈りしました。



受賞者のみなさんと高橋教育長

最高得点賞

【初級編】中井武司さん

【中級編】藤田明美さん

【上級編】福田幸子さん

おめでとうございます



また、学生受検者で初級編最高得点の高岡直太郎さんに奨励賞をお贈りしました。

	初級編 (50点満点)	中級編 (50点満点)	上級編 (100点満点)
受検者	16人	10人	8人
合格者	9人	6人	2人
最高得点賞	1人	1人	1人
平均点	35点	34点	63点

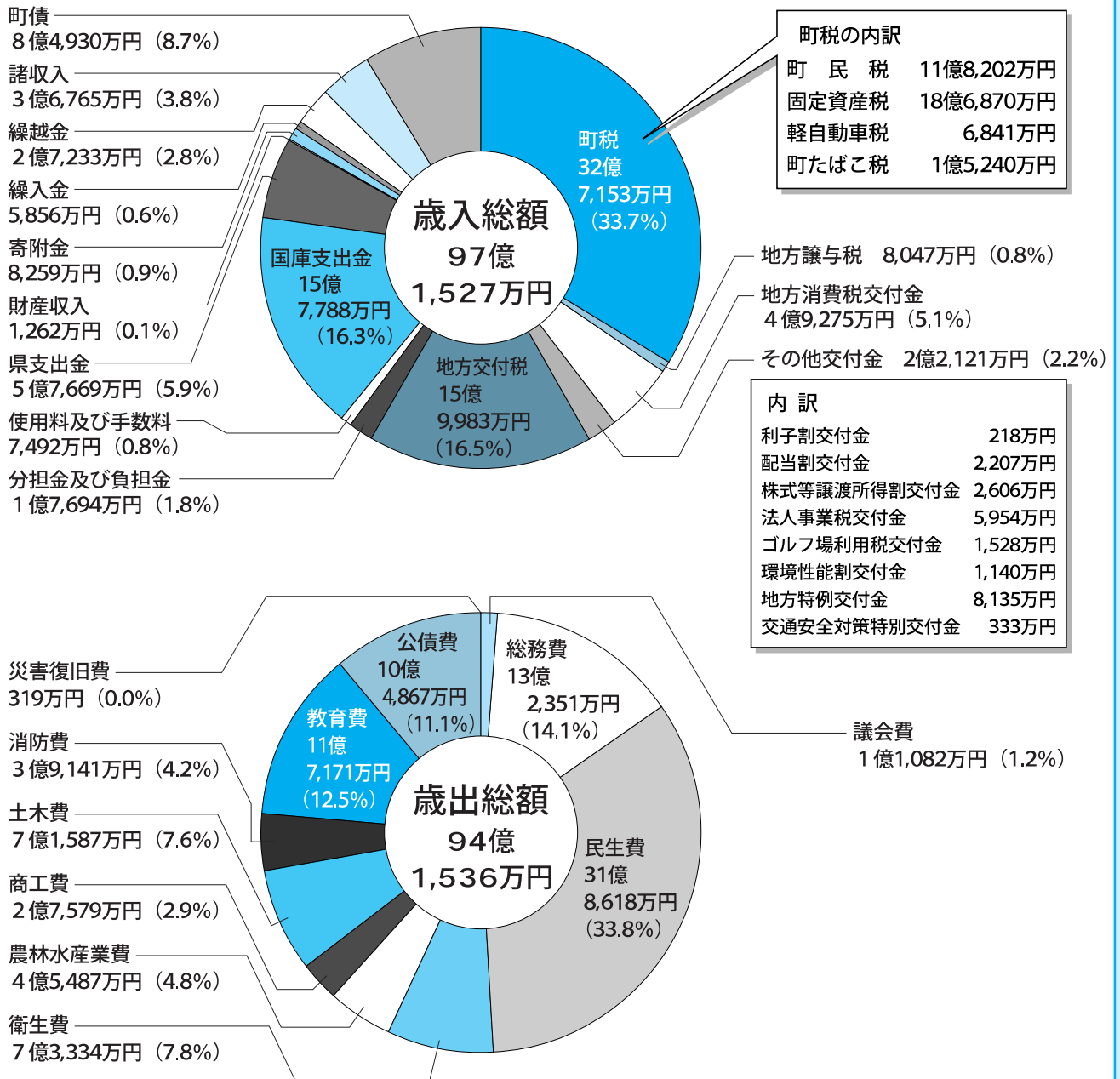
※受検者の得点別分布など、詳しくは柳田國男・松岡家記念館ホームページをご覧ください。

令和3年度

福崎町の

決算

がまとまりました



● 令和3年度 一般会計及び特別会計 決算 ●

(単位：円)

会計名	歳入額	歳出額	差引残額
一般会計	9,715,275,732	9,415,356,142	299,919,590
国民健康保険事業特別会計	1,981,055,864	1,966,582,400	14,473,464
後期高齢者医療事業特別会計	301,088,455	294,303,597	6,784,858
介護保険事業特別会計	1,752,907,375	1,723,205,795	29,701,580
計	13,750,327,426	13,399,447,934	350,879,492

令和3年度の一般会計と特別会計の決算がまとまりました。

町の予算は、みなさんに納めていただいた税金や国・県からの補助金などによって運営されています。この1年間にどのくらいお金が入り、どのように使われたかを一般会計を中心にお知らせします。

令和3年度の一般会計の決算は、歳入総額97億1,527万5,732円、歳出総額94億1,535万6,142円で歳入歳出差引額は2億9,991万9,590円になりますが、ここから令和4年度へ繰り越した事業に必要な財源4,785万8,000円を差し引いて2億5,206万1,590円の実質収支となりました。また、前年度繰越金を控除し、財政調整基金積立金を加えた実質単年度収支は、3億2,946万1,919円の黒字となりました。

決算は、監査委員による審査と決算審査特別委員会の審査を受け、9月議会で認定されました。



令和3年度の主な事業



町民1人当たりに計算すると…

町民1人当たりに納めていただいたお金は**174,370円**でした

<p>固定資産税</p> <p>99,600円</p>	<p>町民税</p> <p>63,001円</p>	<p>町たばこ税</p> <p>8,123円</p>	<p>軽自動車税</p> <p>3,646円</p>
-----------------------------	---------------------------	----------------------------	----------------------------

町民1人当たりに使われたお金は**501,831円**でした

<p>民生費</p> <p>169,821円</p>	<p>総務費</p> <p>70,542円</p>	<p>教育費</p> <p>62,451円</p>	<p>公債費</p> <p>55,893円</p>	<p>衛生費</p> <p>39,087円</p>	<p>土木費</p> <p>38,155円</p>	<p>農林水産業費</p> <p>24,244円</p>
						<p>消防費</p> <p>20,862円</p>
						<p>商工費</p> <p>14,699円</p>
						<p>議会費</p> <p>5,907円</p>

※町民1人当たりは、令和4年3月31日の総人口18,762人で割ったものです。

決算の分析から見るまちの財政状況

！ 普通会計地方財政状況調査

総務省の基準にもとづいて、普通会計（介護施設分を除く一般会計）の財政状況を分析した地方財政状況調査から、この3年間の決算額の推移をまとめました。

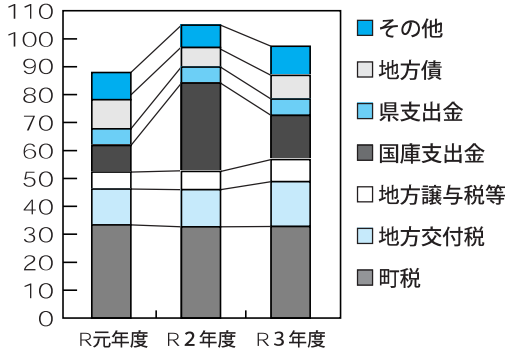
（1）歳入の推移

決算総額は、歳入・歳出ともに国・県の施策や投資的事業の状況により大きく変動します。令和3年度の歳入は、町税、地方交付税、地方消費税交付金、諸収入、町債は増加しましたが、国庫支出金の減少により、決算総額は前年比7億5350万円の減となりました。

(単位:千円)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
町税	3,326,788	3,261,265	3,271,526
地方交付税	1,281,590	1,325,227	1,599,833
地方譲与税等	608,097	656,759	794,425
国庫支出金	949,125	3,155,517	1,569,774
県支出金	590,228	562,520	587,944
地方債	1,048,088	702,241	849,300
その他	963,229	802,799	1,040,026
歳入合計	8,767,145	10,466,328	9,712,828

(単位:億円)



収入項目ごとに見ると、町税は個人町民税が土地等に係る譲渡所得の減少や寄附金控除の増加等により減収(△2910万円)、法人町民税は予定納税として令和2年度に納付済みであった税額が少なかったため増収(+2170万円)となりました。また、固定資産税では土地は新興住宅地の評価替等により増収(+1120万円)、家屋は在来家屋の評価替により減収

町の借金である地方債は、投資的経費等によって増減しますが、平成21年度から交付税の財源不足分を特例地方債で補てんする臨時財政対策債が大きく増加しており、令和3年度は約3億9000万円(前年比約+7400万円)でした。なお、臨時財政対策債を含む地方債の発行額の総額は廃棄物処理施設整備事業や小学校施設長寿命化改良事業など起債の増加により約1億4700万円の増となりました。

(△280万円)、償却資産は業績が伸びた企業の大型の設備投資が進み増収(+3100万円)となり、過年度も含めた固定資産税全体では令和2年度で実施した徴収猶予分の収入等のため増収(+1200万円)となりました。町税全体では約1000万円の増収となりました。地方消費税交付金は景気回復に伴う消費拡大により約3700万円の増、地方交付税は普通交付税と特別交付税をあわせて約2億7500万円の増、国庫支出金は特別定額給付金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の減等により約15億8600万円の大幅減となっています。

(2) 歳出の推移 (性質別歳出)

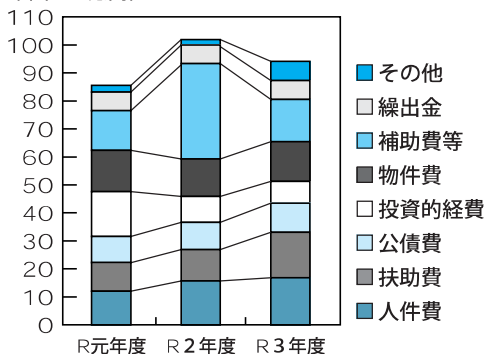
令和3年度の歳出の決算総額は前年比約7億8100万円の減となりました。歳出項目をその性質別に見ると、人件費は会計年度任用職員関係人件費の増等により約1億2300万円の増となりました。扶助費は臨時特別給付金等により約4億8900万円の増となっています。物件費は新型コロナウイルスワクチン接種事業等により約8300万円の増となっています。補助費等は特別定額給付金の減等により約19億500万円の大幅減となっています。

地方債に対する償還金である公債費は前年度に対して約8100万円の増で、元利償還金として約10億4900万円を返済しました。投資的経費は、小学校施設長寿命化改良事業、エルテホール照明設備改修事業等で1億3300万円増加しましたが、橋梁補修事業、GIGAスクール事業、給食センター空調改修事業等で約2億9800万円減少したことにより、投資的経費全体では約1億5400万円の減となりました。

(単位:千円)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
義務的経費	3,162,615	3,660,702	4,353,123
人件費	1,203,927	1,565,749	1,688,821
扶助費	1,022,559	1,126,983	1,615,634
公債費	936,129	967,970	1,048,668
投資的経費	1,600,671	931,396	777,827
その他の経費	3,792,466	5,601,904	4,281,958
物件費	1,474,082	1,329,741	1,412,398
補助費等	1,414,026	3,409,295	1,504,299
繰出金	659,351	667,204	684,436
その他	245,007	195,664	680,825
歳出合計	8,555,752	10,194,002	9,412,908

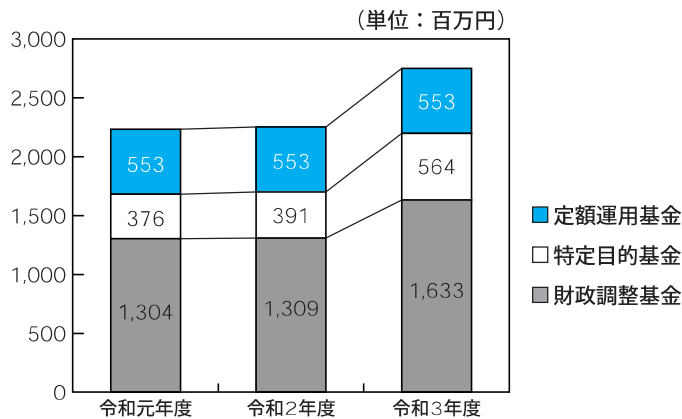
(単位:億円)



(単位:百万円)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
基金残高	2,233	2,253	2,750
財政調整基金	1,304	1,309	1,633
特定目的基金	376	391	564
定額運用基金	553	553	553
1人当たり基金残高(円)	116,905	118,923	146,573

※各年度末基金残高/3月31日現在人口



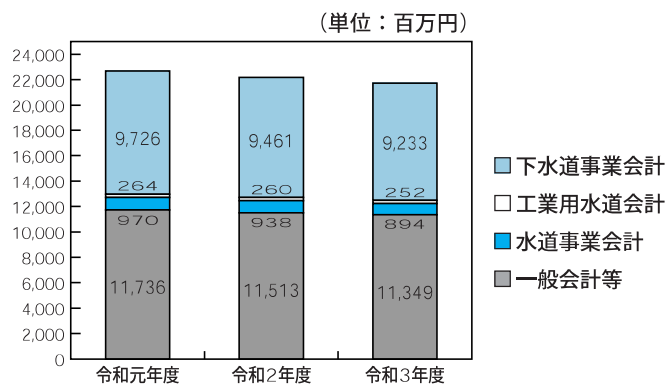
(3) 基金残高の推移
 ◆基金の概要
 財政調整基金
 予測できない収入の減少や、支出の増加に備えて積み立てておく基金です。
 特定目的基金
 ふるさと応援基金、農業農村活性化基金、福祉基金など、特定目的のために積み立てておく基金です。
 定額運用基金
 土地開発基金や用品調達基金など、定額の資金で事業や事務を運営する基金です。
 特定目的基金のうち、ふるさと応援寄附金を、ふるさと

◆地方債の概要
 (4) 地方債残高の推移 (全会計)
 応援基金に6650万円積み立てました。また、普通交付税で追加交付された臨時財政対策償還基金費を財源とした減債基金を1億2463万円積み立てました。
 財政調整基金は、平成29年度2550万円、平成30年度8970万円取り崩しましたが、令和元年度4220万円、令和2年度490万円、令和3年度3億2360万円積み立てました。

(単位:百万円)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般会計等	11,736	11,513	11,349
水道事業会計	970	938	894
工業用水道会計	264	260	252
下水道事業会計	9,726	9,461	9,233
合計	22,696	22,172	21,728
1人当たり地方債残高(円)	1,188,210	1,170,335	1,158,085

※各年度末地方債残高/3月31日現在人口



地方債は公共施設の建設など、一時的にたくさんのお金が必要な場合に借入するもので、次年度以降償還していきます。償還に対して地方交付税で措置されるものもありますが、地方債残高が多くなれば次年度以降の償還金の返済額が多くなり財政を圧迫していく要因となります。一般会計等では地方債残高が平成30年度は3億600万円の増、令和元年度は1億5900万円の増と年々増加しています。令和2年度は新規借入の減少により2億2300万円の減、令和3年度は1億6

400万円の減となりました。なお、臨時財政対策債など今後普通交付税に算入される地方債の割合が高くなっています。
 一方、下水道事業会計は公共下水道事業の推進により地方債残高が毎年増加していましたが、平成25年度からは減少に転じています。下水道の整備が完了したため、今後、当分の間は将来世代の負担が減少していきます。
 公営企業の地方債残高は、水道会計及び工業用水道会計の合計で約5200万円の減、下水道事業会計で2億2800万円の減となっています。

11月18日(金) あなたのライフプランにそったアドバイスを!

女性のための出前チャレンジ相談会

時 間 ①13:30~ ②14:30~ ③15:30~

※各1人ずつ50分【予約制・先着順】

場 所 サルビア会館 1階会議室

申込期限 11月11日(金)まで

相談無料

申し込み・問い合わせ先 社会教育課(内線256)

FAX: 22-0630 ✉syakai@town.fukusaki.lg.jp

困ったら一人で悩まず行政相談

国や特殊法人などの仕事についての苦情や意見、要望は行政相談へ。

総務省行政相談センター

おこまりならまる まるくじょーひゃくとおぼん
☎0570-090110

巡回相談

10月22日(土) 13:00~15:00 文化センター

10月17日(月)~23日(日)は行政相談週間です

行政相談のマスコット「キクーン」



II. 健全化判断比率及び資金不足比率の算定結果について

令和3年度決算に基づき健全化判断比率を算定しました。実質赤字比率、連結実質赤字比率については、ともに黒字決算であり該当しませんでした。また、実質公債費比率は9・8%、将来負担比率は60・3%となり、いずれも早期健全化基準を下回っています。なお、実質公債費比率は平成26年度以降数値が悪化していましたが、平成28年度以降は一部事務組合の地方債の償還が終了したことや下水道事

業の減等により減少に転じていましたが、令和3年度は一般会計の地方債の元利償還金が増加したこと等により前年度と同率になりました。将来負担比率も高岡幼稚園、田原小学校体育館の建設や福崎駅周辺整備事業等に伴う借入れにより、平成26年度以降大きく数値が悪化していましたが、平成28年度以降は下水道事業への繰入見込額が減少したこと等により減少に転じており、令和3年度は地方債残高の減や充当可能基金の増、標準財政規模の増等により大幅な減少となりました。各公営企業会計における「資金不足比率」については、令和3年度決算において資金不足を生じた公営企業はないため該当はありません。

(単位：%)

健全化判断比率	令和3年度決算	早期健全化基準 経営健全化基準	財政再生基準	備考
実質赤字比率	—	14.55	20.00	
連結実質赤字比率	—	19.55	30.00	
実質公債費比率	9.8	25.0	35.0	(前年比±0%)
将来負担比率	60.3	350.0		(前年比△30.6%)
資金不足比率	水道事業会計	—	20.00	
	工業用水道事業会計	—	20.00	
	下水道事業会計	—	20.00	
	工業団地造成事業会計	—	20.00	

■健全化判断比率について

①実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模）に対する比率であり、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要があります。

②連結実質赤字比率

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額（または資金不足額）の標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には問題のある赤字会計が存在することとなり、赤字の早期解消を図る必要があります。

③実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金などの標準財政規模に対する比率です。この数値は、健全化判断比率とともに地方債許可基準としても用いられ、18%を超える起債の許可が必要となり、25%を超えると一部の起債発行が制限されます。

④将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標です。この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要があることから、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高くなります。

■各公営企業の資金不足比率について

各公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率であり、経営健全化基準（20%）以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

ご利用ください『本人通知制度』

本人通知制度とは、事前に登録することで、住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書を代理人や第三者に交付した場合に、本人に証明書を交付したことを郵便でお知らせする制度です。

この制度により、不正請求の抑止や不正取得の早期発見が期待できます。

代理人や第三者から交付請求があった場合に、交付の可否を本人に確認する制度ではありません。

- 福崎町で登録できる人
- 福崎町の住民基本台帳に記載されている人及び過去にされていた人
 - 福崎町の戸籍に記載されている人及び過去にされていた人

■登録手続きに必要なもの

- 本人通知制度事前登録申出書（代理人が申出する場合は委任状が必要です）
※申出書・委任状は窓口にあります（ホームページにも掲載しています）。
- 本人確認書類
※顔写真つきのものは1点…免許証、個人番号カード、パスポート、障害者手帳など
※顔写真がないものは2点…保険証、医療証、学生証、年金手帳など「氏名と生年月日」または「氏名と住所」が確認できるものを2点

住民生活課 町民窓口係（内線375・376）